

令和元年10月1日から

幼稚園、保育所、認定こども園などの

3歳から5歳までの利用料が**無償化**されます。

※ 住民税非課税世帯の0歳から2歳も無償化となります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方

- **幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育を利用する3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

- 幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

- **住民税非課税世帯の0歳から2歳までの利用料が無償化されます。**

- さらに、お子さんが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長のお子さんを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

幼稚園等の預かり保育を利用する方

- **無償化の対象となるためには、潟上市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

(注)原則、通われている幼稚園等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園等の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

認可外保育施設等を利用する方

- 無償化の対象となるためには、潟上市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までは月額37,000円まで、住民税非課税世帯の0歳から2歳までは月額42,000円までの利用料が無償化されます。**

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

- 就学前の障がい児の発達支援を利用するお子さんについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

潟上市から保育の必要性の認定を受ける場合は、申請が必要です！

必要な書類 ・ 「子育てのための施設等利用給付認定申請書」
・ 「就労証明書」等

● 幼稚園・認定こども園・認可外保育施設を利用している場合は、施設から書類をお渡しします。

● 一時預かり事業等を利用する場合、事業の申請時に書類をお渡しします。

● 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

以下の①～⑩が認定基準です。詳しい内容は潟上市にお問い合わせください。

- ①就労(月64時間以上) ②妊娠・出産(出産予定日前後8週)
- ③保護者の疾病・障がい ④親族の介護・看護 ⑤家庭の災害
- ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業 ⑩その他

問合せ先: 潟上市幼児教育課

TEL: 018-853-5362

MAIL: youjikyoku@city.katagami.lg.jp